

平成 29 年

グラフで見る神奈川県下における

労働災害と健康の現状

(平成 28 年労働災害のとりまとめ)

誰もが安心して健康に働くことが
できる社会を実現するために



神奈川県労働局・各労働基準監督署
神奈川県労働局労働基準部編

目 次

はじめに

1	労働災害の推移 -----	1
	労働災害による死傷者数の年次別推移(図 1-1)	
	労働災害による死亡者数の年次別推移(図 1-2)	
2	業種別災害比率 -----	3
	業種別休業 4 日以上死傷者数(図 2-1)	
	業種別死亡者数(図 2-2)	
3	業種別労働災害の推移 -----	3
	業種別休業 4 日以上死傷者数の推移(図 3-1-1)	
	平成 24 年を基準として指数化(図 3-1-2)	
	業種別死亡者数の推移(図 3-2-1) -----	4
	死亡者数 平成 24 年を基準として数値化(図 3-2-2)	
4	事故の型別災害発生状況 -----	5
	事故の型別休業 4 日以上死傷者割合(図 4-1)	
	事故の型別死亡者割合(図 4-2)	
	(1) 死傷災害の概要(図 4-3) -----	6
	(2) 食料品製造業死傷災害(図 4-4)	
	(3) 第三次産業死傷災害 -----	7
	ア 小売業(図 4-5)	
	イ 社会福祉施設(図 4-6)	
	ウ 飲食店(図 4-7)	
	(4) 陸上貨物運送事業死傷災害(道路貨物運送業および陸上貨物取扱業)(図 4-8)	
	(5) 建設業死傷災害(図 4-9) -----	8
	(6) 災害多発業種死傷災害	
	ア ビルメンテナンス業(図 4-10)	
	イ 産業廃棄物処理業(図 4-11)	
	ウ 警備業(図 4-12)	
5	起因物別災害発生状況 -----	9
	起因物別休業 4 日以上死傷者割合(図 5-1)	
	起因物別死亡者数(図 5-2)	
	(1) 食料品製造業死傷災害(図 5-3) -----	10
	(2) 第三次産業死傷災害	
	ア 小売業(図 5-4)	
	イ 社会福祉施設(図 5-5)	
	ウ 飲食店(図 5-6)	
	(3) 陸上貨物運送事業死傷災害(道路貨物運送業および陸上貨物取扱業)(図 5-7)	

(4) 建設業死傷災害(図 5-8)	-----	11
(5) 災害多発業種死傷災害		
ア ビルメンテナンス業(図 5-9)		
イ 産業廃棄物処理業(図 5-10)		
ウ 警備業(図 5-11)		
6 年齢階層別災害発生状況	-----	12
年齢階層別休業 4 日以上の死傷者数(図 6-1)		
年齢階層別死亡者数(図 6-2)		
業種別 50 歳以上の被災労働者の割合(図 6-3)		
7 経験年数別災害発生状況	-----	13
経験年数 1 年未満の被災労働者の割合(図 7)		
8 交通労働災害発生状況	-----	13
交通労働災害による死亡者数の推移(図 8-1)		
業種別死亡者数(図 8-2)		
9 業務上疾病発生状況	-----	14
業務上疾病発生状況(年次別推移)(図 9-1)		
業務上疾病発生状況(平成 22 年～)(表 9-1)		
業務上疾病による死亡災害(平成 22 年～平成 28 年)(図 9-2)	-----	15
腰痛災害発生状況(平成 28 年)(図 9-3)		
年次別 熱中症による労働災害発生状況(図 9-4)		
10 労災保険給付等状況(脳・心臓疾患及び精神障害等)	-----	16
脳・心臓疾患の労災補償状況(図 10-1)		
精神障害等の労災補償状況(図 10-2)		
11 健康診断結果	-----	17
業種別定期健康診断実施状況(平成 28 年分)(表 11-1)		
定期健康診断結果の有所見率の推移(神奈川)(図 11-1)	-----	18
定期健康診断 有所見率の推移(神奈川・全国)(図 11-2)		
年次別特殊健康診断実施状況(表 11-2)	-----	19
特殊健康診断有所見率の推移(図 11-3)		
じん肺健康管理実施状況(表 11-3)	-----	20
ストレスチェック検査・面接指導実施状況(神奈川)(図 11-4、図 11-5)		
平成 28 年「心理的な負担の程度を把握するための検査」実施状況(規模別)(表 11-4)	-----	21
12 第 12 次労働災害防止推進計画の概要	-----	22
13 平成 28 年に発生した死亡災害の概要	-----	26

はじめに

昭和 30 年代初めから、日本経済は技術革新を基盤とした、「神武景気」、「岩戸景気」といった好景気が続き、国民総生産 (GNP) は平均年率 10% という驚異的に成長しました。

一方、技術革新があらゆる分野で進み、新たな原材料、工法、機械設備が相次ぎ導入され、それに伴う労働災害の大型化、新たな職業病の発生という問題が発生し、全国では、昭和 36 年には死亡者 6,712 人、死傷者数は 481,666 万人 (休業 8 日以上) を数え、その後、昭和 47 年に統計を休業 4 日以上死傷者数とした以降を含み長期的に減少しています。

神奈川県内の労働災害は、同様に昭和 36 年に死傷数 26,376 人 (休業 8 日以上)、死亡者数 336 名をピークとして長期的には減少しています。

このような状況の中、国は昭和 33 年からこれまで 12 次 (5 か年計画) に渡って「労働災害防止計画」を策定するとともに、昭和 39 年には「労働災害防止団体等に関する法律」(昭和 47 年「労働災害防止団体法」と改称) を制定、労働災害の防止団体等の発足により事業主の自主的な災害防止活動の促進に寄与しております。また、昭和 47 年に産業社会の進展に即応できる労働災害、職業病防止のため、危害防止基準の確立、労働災害防止の責任体制の明確化、企業における自主的活動などの総合的な対策を進め、働く人々の安全と健康を守るとともに、快適な職場環境をつくることを目的とする「労働安全衛生法」を制定し、事業主、事業者団体、労働災害防止団体等とともに労働災害防止対策の徹底を図っております。

長期的に見ると神奈川県内の労働災害による休業 4 日以上死傷者数は大きく減少しましたが平成 25 年からスタートした「第 12 次労働災害防止推進計画」期間中はほぼ横ばい状態で平成 28 年は前年と比較し 87 人増加の 6,598 人となりました。

死亡者数については、平成 28 年は過去最少の平成 26 年の 32 人を大幅に下回り、平成 27 年に比して 8 人減の 28 人となりました。業種別に見ても建設業、製造業で過去最少となり、それぞれ 9 人、3 人となったところです。

事故の型別にみると、休業災害については転倒、死亡災害については墜落、転落が最も多く発生しており、この傾向は固定化しつつあります。

また、経験 1 年未満の労働者の災害が全体の 30% 以上を占め、特に昨今の雇用情勢の中で、人材の確保が困難であるといわれている陸上貨物運送業、飲食店はその比率が特に高く注目されることです。

これらの分析結果にたち、神奈川労働局では、「第 12 次労働災害防止推進計画」(期間 平成 25 年度～平成 29 年度) を推進してまいります。特に、最終年である平成 29 年は第 12 次労働災害防止推進期間中に労働災害が減少していない小売業・飲食店、社会福祉施設、陸上貨物運送事業を中心に取り組むこととしております。

事業者、関係者の皆様におかれましては、本冊子を労働災害防止のための一助としてご活用いただければ幸いです。そして、基本的な安全衛生対策の実施はもとより、雇入れ時教育等の安全衛生教育の教育内容の充実、さらには「安全の見える化」など災害防止活動の一層の活発化をお願い申し上げます。

労働災害とは

労働災害とは、労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。(労働安全衛生法第2条第1号)

事業者等の責務

事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。(労働安全衛生法第3条第1項)

労働災害と事業者責任

(1) 安全配慮義務

安全配慮義務は判例上認められたものです。

事業主がこの安全配慮義務を履行していないときは、債務不履行責任(民法第415条)が問われます。

労働契約法第5条では、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするもの。」と規定しています。

(2) 事業者等の災害防止責任

法令違反と義務主体の責任

刑事上の責任

- ・労働安全衛生法:措置義務違反
- ・刑法:業務上過失致死傷
(罰則の適用)

民事上の責任

- ・労働契約法第5条
:労働者の安全への配慮
- ・民法第415条:債務不履行責任
- ・民法第709条:不法行為責任
- ・民法第715条:使用者責任

行政上の制裁

- ・使用/作業停止
- ・入札停止
- ・営業停止
- ・企業名公表 等

社会的制裁

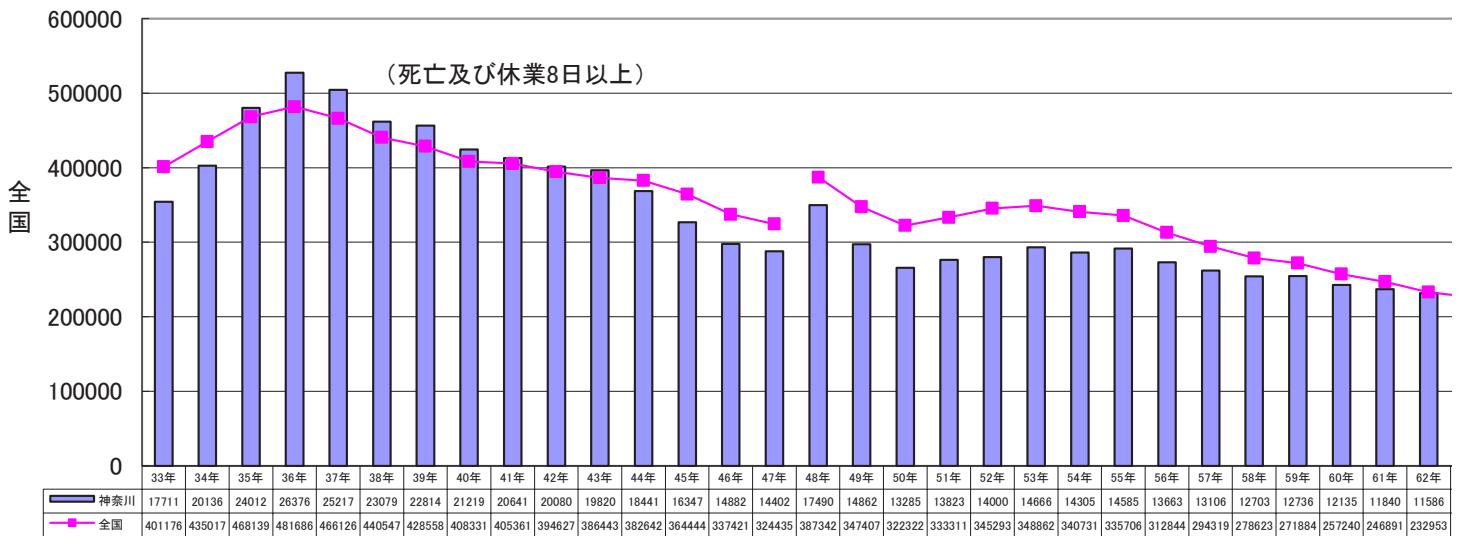
- ・マスコミでの非難報道や風評
- ・信用失墜、顧客離れ
- ・経営不振→廃業

1 労働災害の推移

全国の労働災害による死亡者数は、昭和36年をピーク(死亡者6,712人)として、長期的には減少傾向にあり、平成27年以降は死亡者数が初めて千人を下回り、平成28年は過去最少値となる922人にまで減少しました。

死傷者についても長期的には減少傾向を示していますが、平成21年(105,718人)を底にその後は増減を繰り返すも増加傾向が見受けられ、平成28年は、前年に比べ1,599人増加し117,910人となりました。

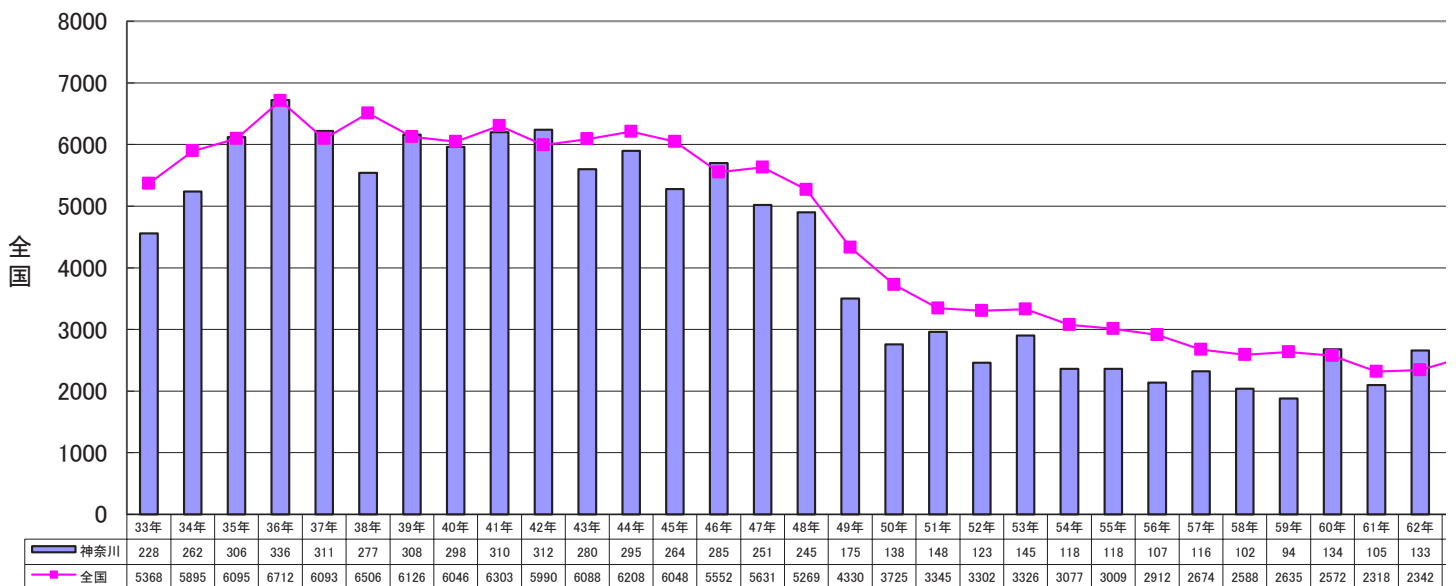
図1-1 労働災害による死傷者数の年次別推移



(全国データは労災給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)から作成)

神奈川データは平成10年までは労災給付データ、平成11年以降は労働者死傷病報告から作成)

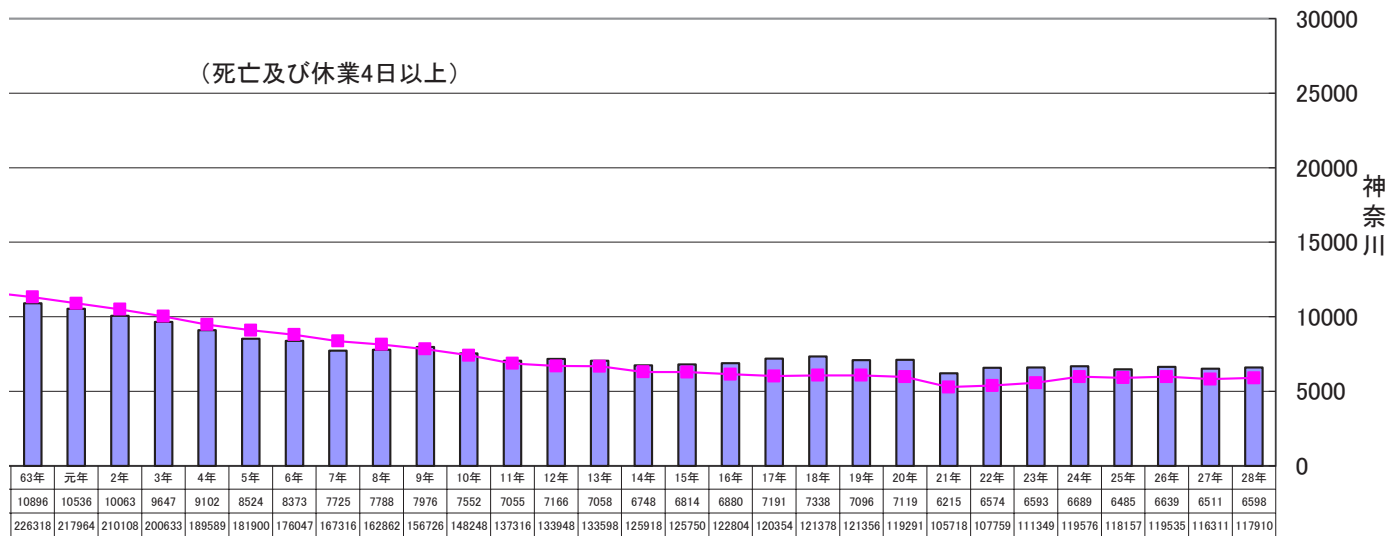
図1-2 労働災害による死亡者数の年次別推移



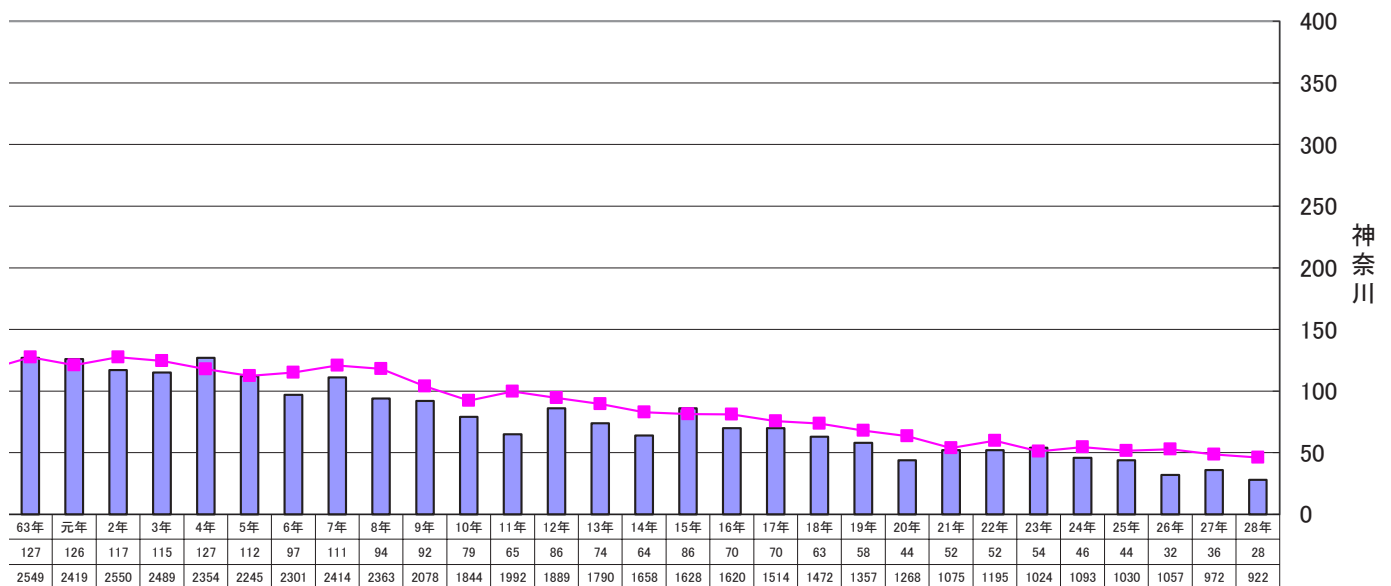
(死亡災害報告)

神奈川県内における労働災害による死亡者数は、昭和36年の336人をピークとして長期的な減少傾向にあり、平成26年以降には初めて40人を下回り、また平成28年には28人と過去最少値となりました。

死傷者数も同様に長期的には減少傾向にありますが、平成21年(6,215人)を底に、その後は増減を繰り返し、平成28年は、前年に比べ87人増加し6,598人となりました。



(平成23年は東日本大震災を直接の原因とする死傷者数を除いた数 平成28年速報値)



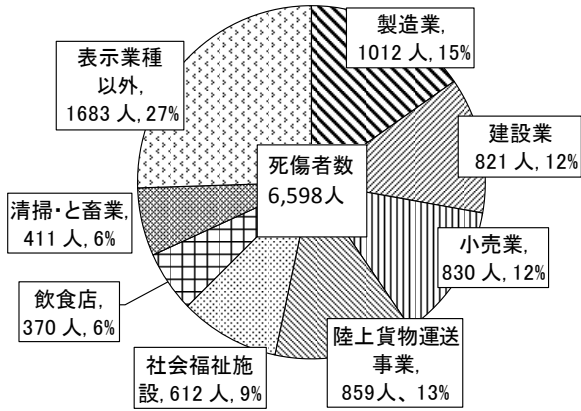
(平成23年は東日本大震災を直接の原因とする死亡者数を除いた数 平成28年速報値)

2 業種別災害比率

休業4日以上の死傷者数6,598人を業種別に見ると、製造業が最も多く1,012人(15%)であり、次いで陸上貨物運送事業859人(13%)、小売業830人(12%)建設業821人(12%)の順であり、この4業種で約52%を占めています。(図2-1)

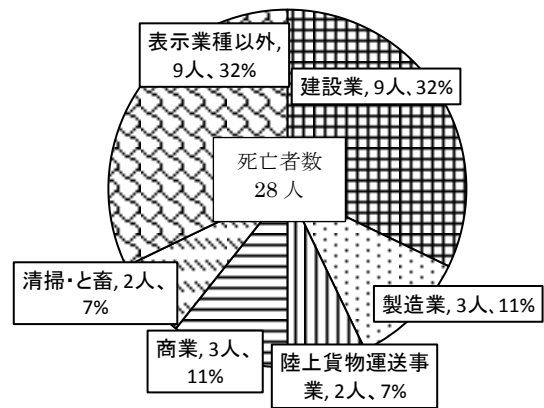
死亡者数28人を業種別に見ると、建設業が最も多く9人(32%)、次いで製造業及び商業の3人(11%)、陸上貨物運送事業及び清掃・と畜業の2人(7%)の順となっています。(図2-2)

図2-1 業種別休業4日以上の死傷者数



平成28年 神奈川県労働局労働者死傷病報告

図2-2 業種別死亡者数

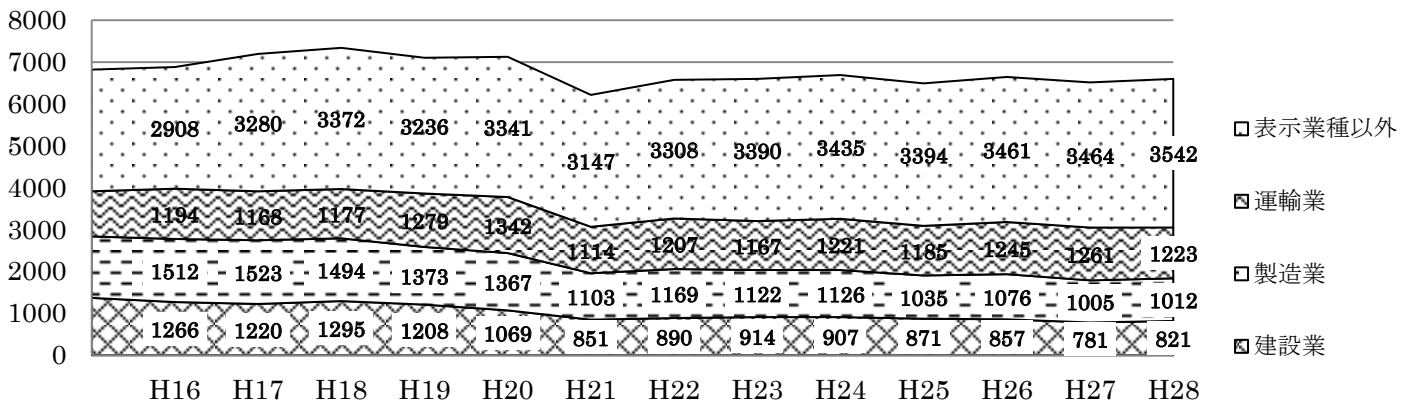


平成28年 神奈川県労働局死亡災害報告

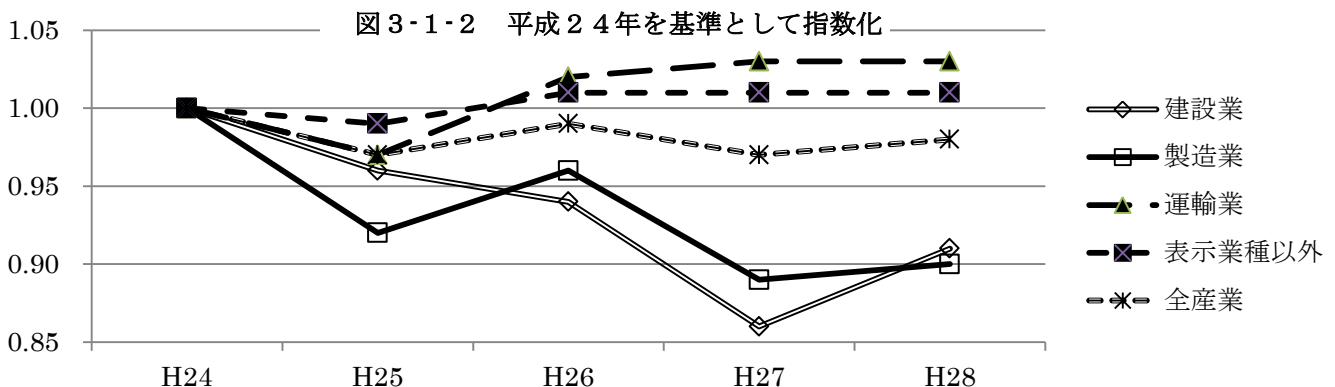
3 業種別労働災害の推移

業種別に休業4日以上の死傷者数推移を見ると、製造業、建設業、運輸業は長期的には減少傾向にあるものの減少率は鈍化傾向にあり、また、これら以外の第三次産業を中心とした業種が増加傾向を示しています。(図3-1-1, 図3-1-2 参照)

図3-1-1 業種別休業4日以上の死傷災害の推移

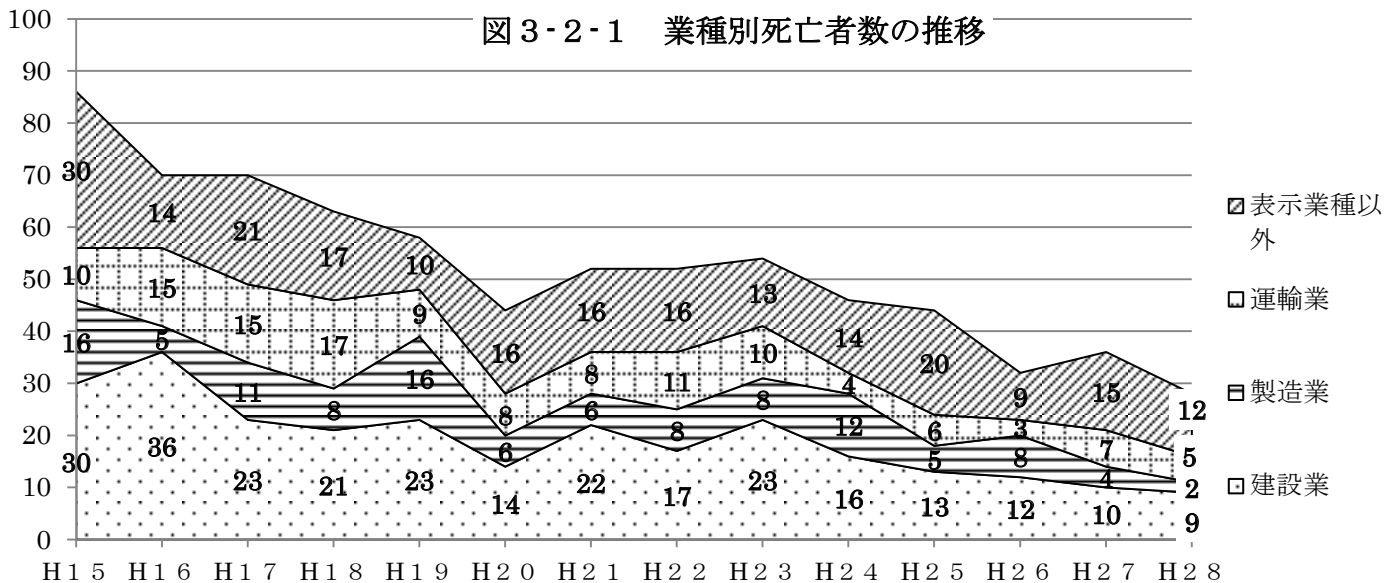


* 港湾荷役業及び陸上貨物運送事業は運輸業に計上

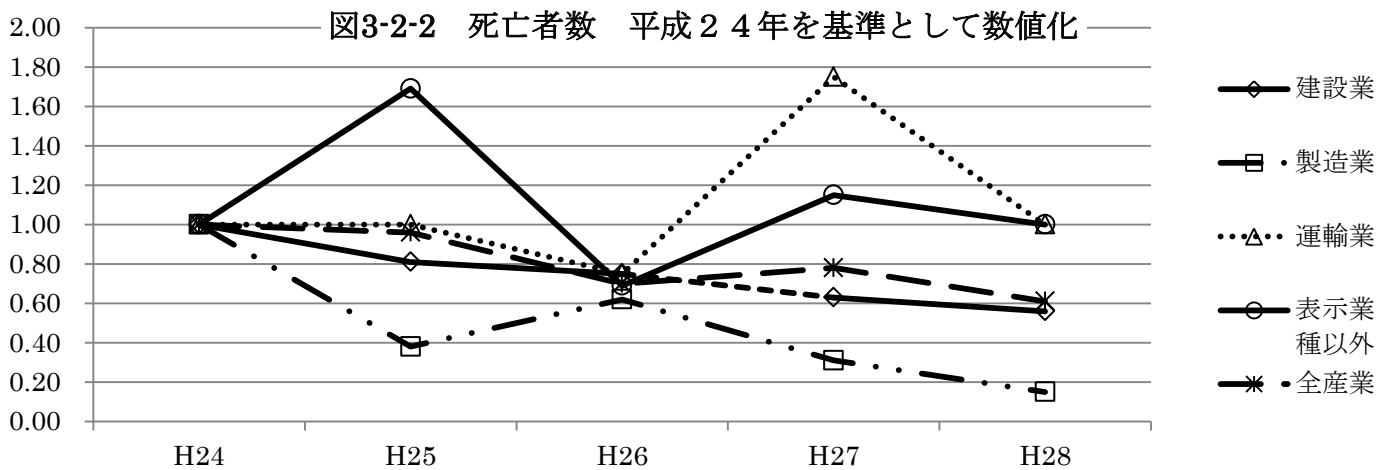


* 港湾荷役業及び陸上貨物運送事業は運輸業に計上

死亡者数については、製造業、建設業、運輸業は増減を繰り返すも長期的には減少傾向にあるが近年は鈍化している、また、これら以外の第三次産業を中心とした業種が多発傾向を示している。(図 3-2-1) (図 3-2-2)



* 港湾荷役業及び陸上貨物運送事業は運輸業に計上



神奈川県労働局死亡災害報告

* 港湾荷役業及び陸上貨物運送事業は運輸業に計上

STOP!
転倒災害プロジェクト
神奈川県

「滑り」「つまづき」「踏み外し」等
 による転倒災害を防止しましょう。



全ての作業従事者に労働災害
 防止を意識してもらうために、
 Safe Work の標語で安全作業
 を確認しましょう。

4 事故の型別災害発生状況

全産業の休業4日以上死傷災害を事故の型別に分類すると、転倒(22.5%)が最も多く、次いで墜落・転落(17.1%)、動作の反動・無理な動作(15.2%)、はさまれ・巻き込まれ(8.7%)、交通事故(道路)(8.6%)の順(図4-1)(図4-3)となっています。全産業の死亡災害については、墜落・転落(32.1%)、交通事故(道路)及び、はさまれ・巻き込まれが(14.3%)、激突され(10.7%)の順(図4-2)(図4-4)になっています。第12次労働災害防止推進計画における重点業種、多発傾向にある業種については、下図に示すとおりです。

図4-1 事故の型別休業4日以上死傷者割合

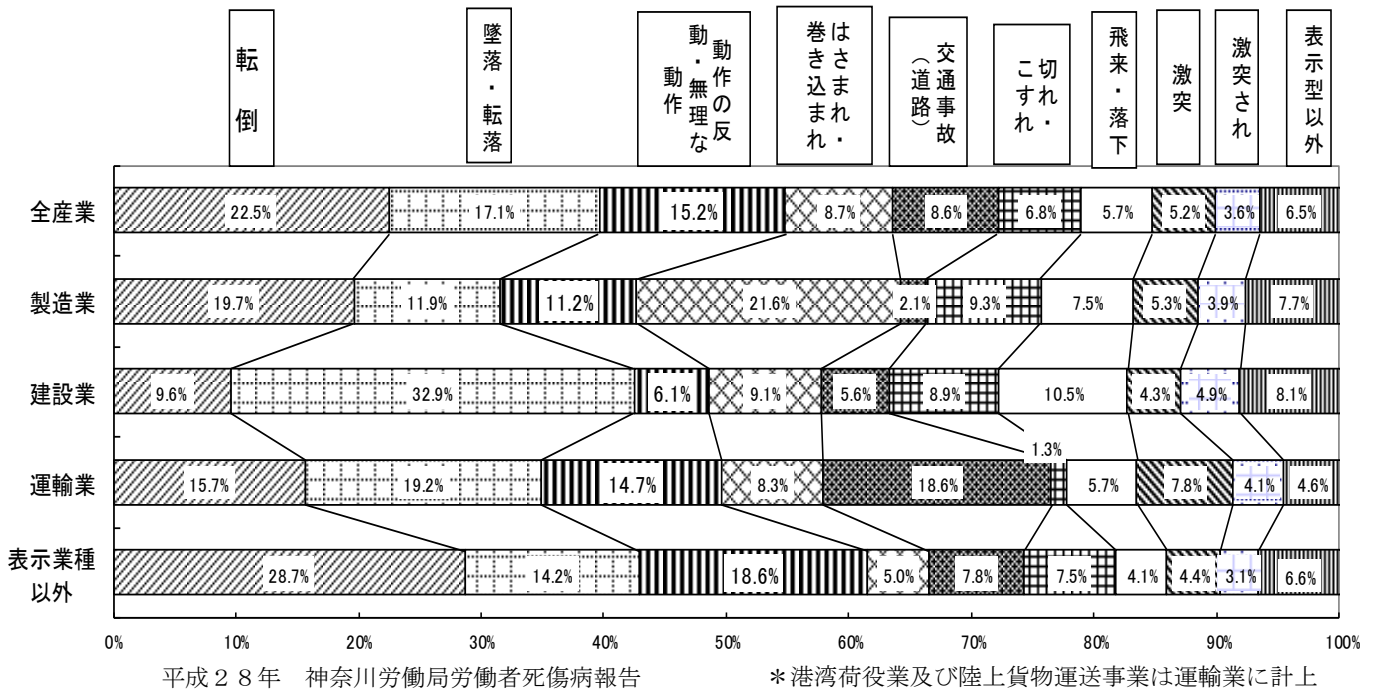
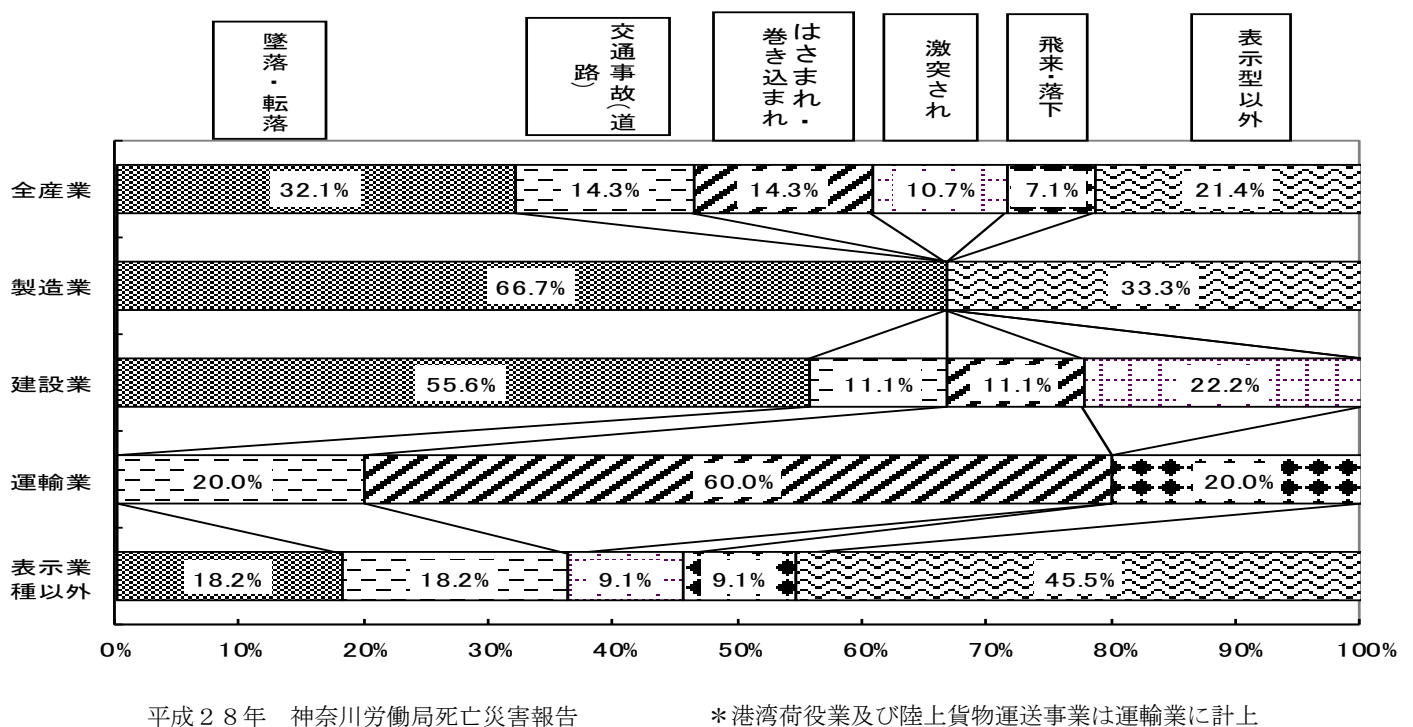


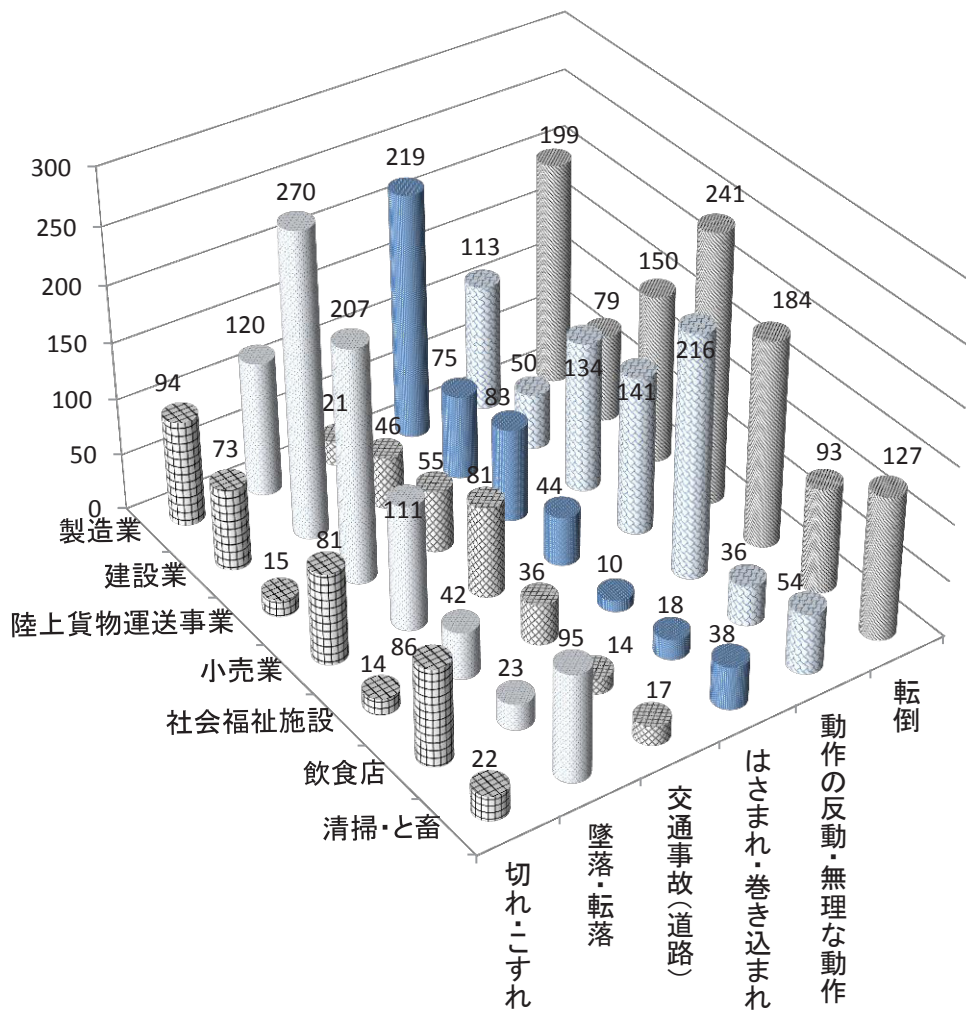
図4-2 事故の型別死亡者割合



(1) 死傷災害の概要(図 4-3)

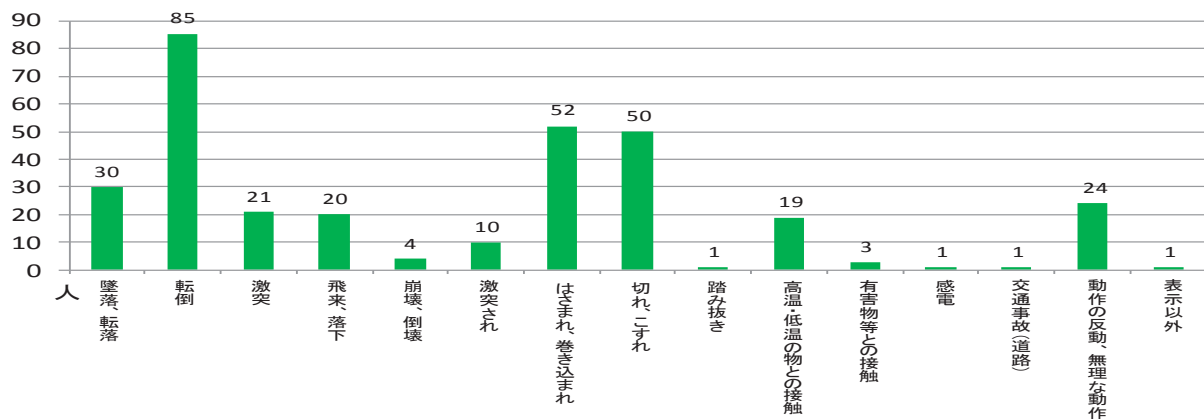
平成 28 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告

労働災害が多く発生している業種について事故の型別に分類



(2) 食料品製造業死傷災害(図 4-4)

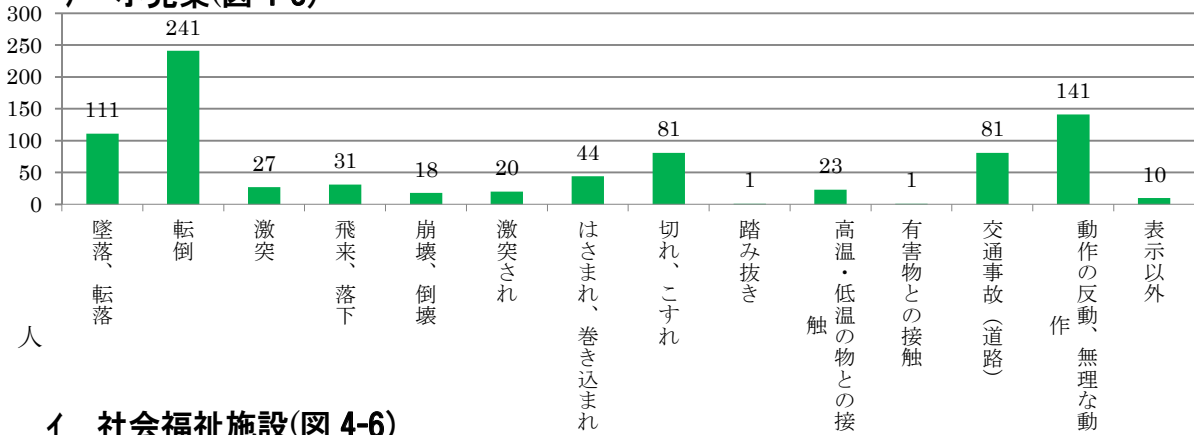
平成 28 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告



(3) 第三次産業死傷災害

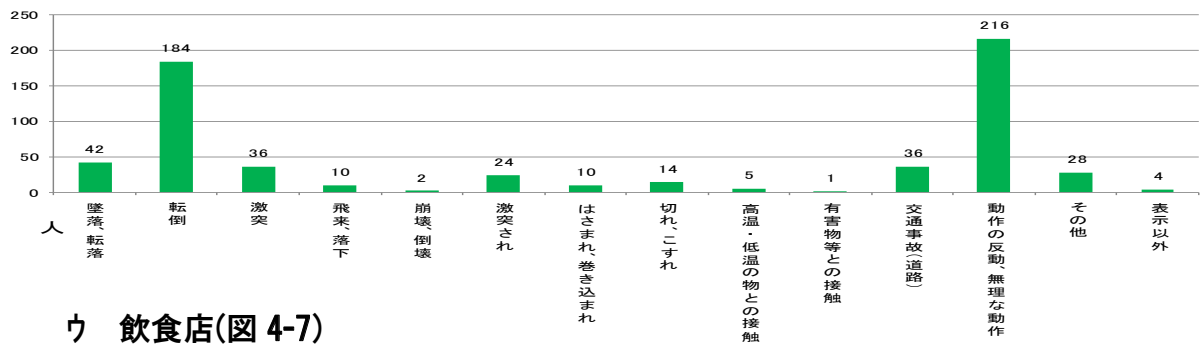
7 小売業(図 4-5)

平成 28 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告



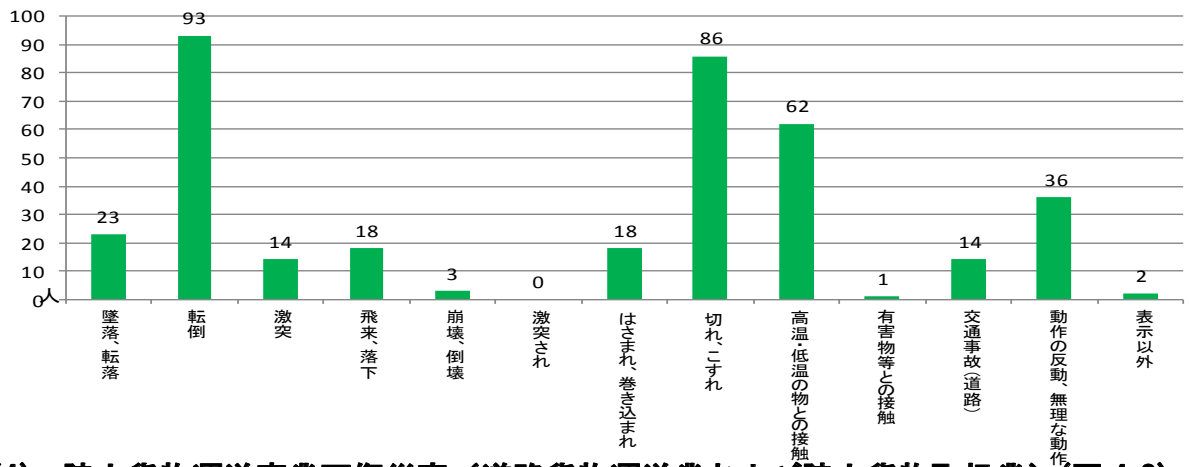
イ 社会福祉施設(図 4-6)

平成 28 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告



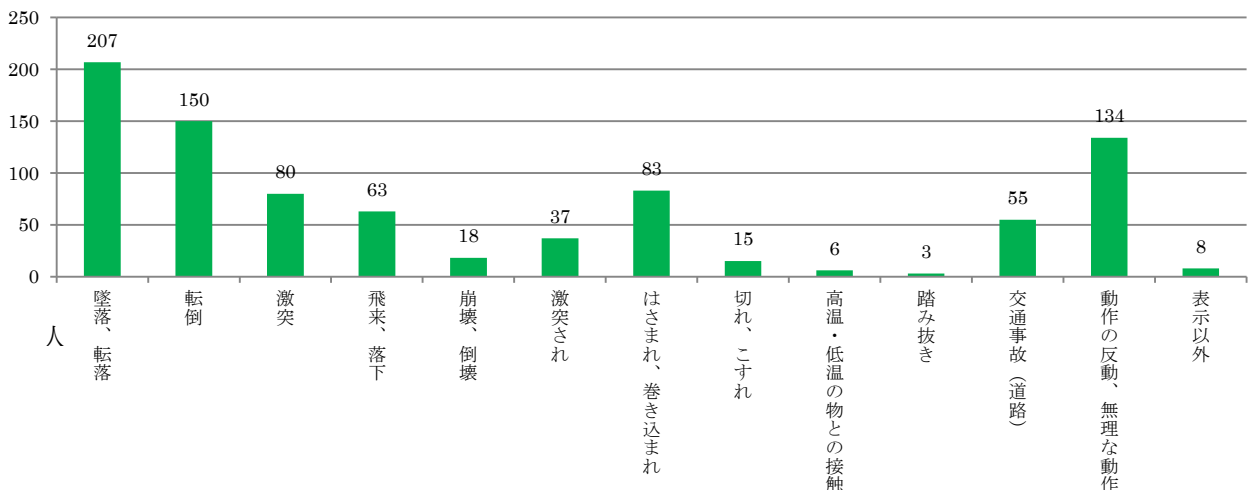
ウ 飲食店(図 4-7)

平成 28 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告



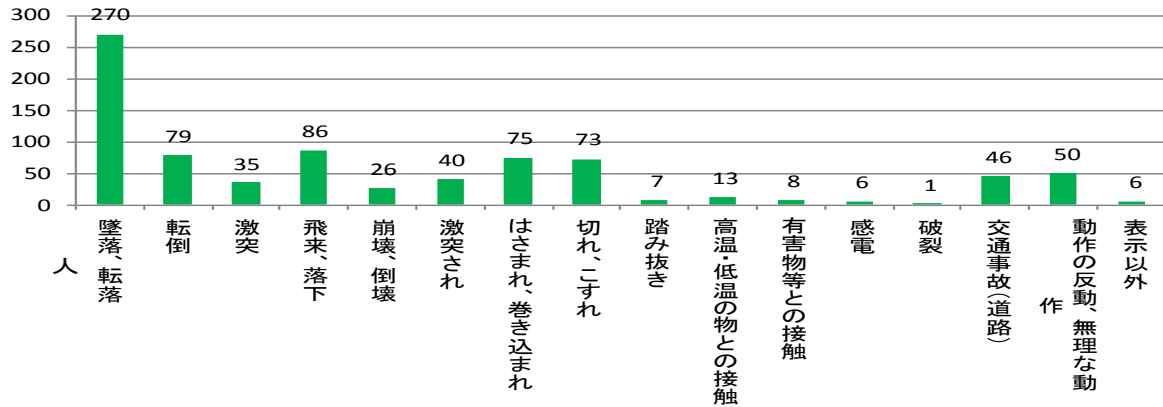
(4) 陸上貨物運送事業死傷災害(道路貨物運送業および陸上貨物取扱業)(図 4-8)

平成 28 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告



(5) 建設業死傷災害(図 4-9)

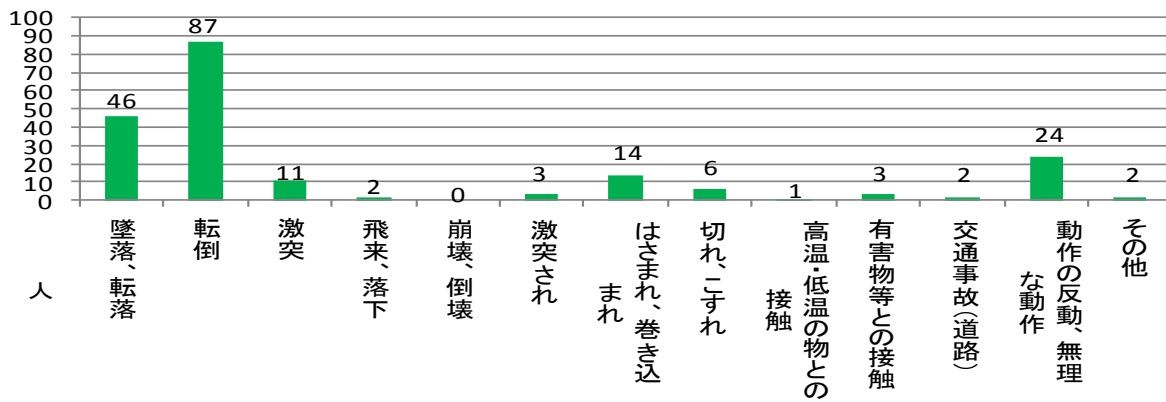
平成 28 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告



(6) 災害多発業種死傷災害

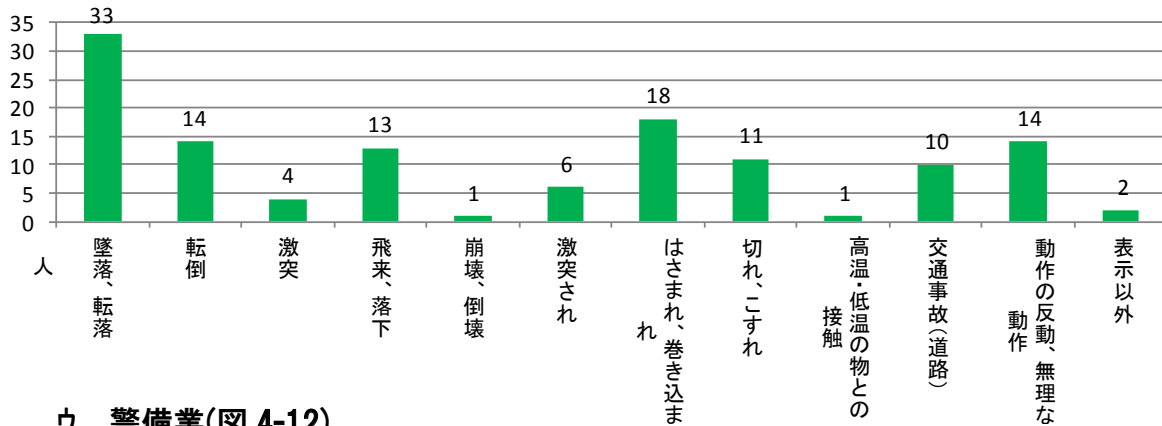
ア ビルメンテナンス業(図 4-10)

平成 28 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告



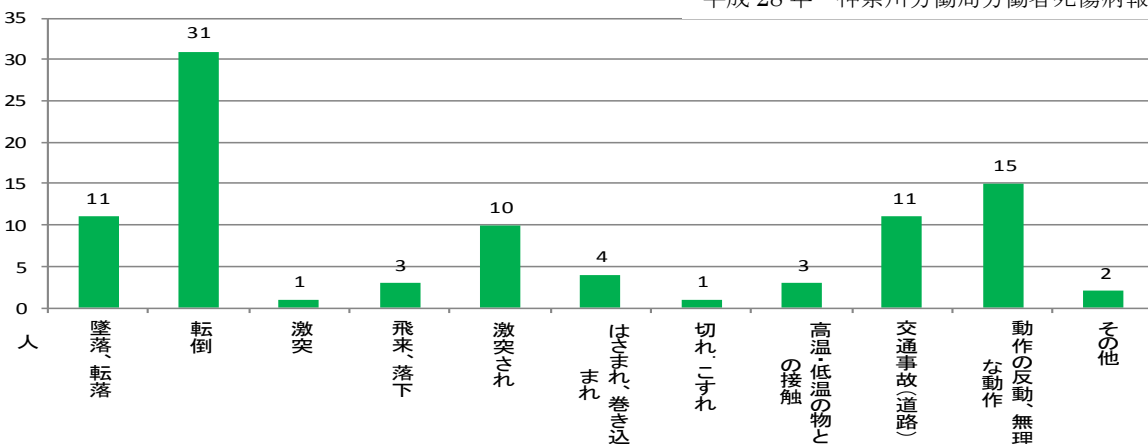
イ 産業廃棄物処理業(図 4-11)

平成 28 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告



ウ 警備業(図 4-12)

平成 28 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告



5 起因物別災害発生状況

全産業の休業4日以上死傷災害を起因物別に分類すると、仮設物・建築物・構築物等(26.7%)、その他の装置等(24.2%)、物上げ装置・運搬機械(19.1%)の順(図5-1)であり、死亡災害は、物上げ装置・運搬機械(39.3%)、その他の装置等(21.4%)、仮設物・建築物・構築物等(10.7%)の順(図5-2)になっています。

第12次労働災害防止推進計画における重点業種、多発傾向にある業種については、下図に示すとおりです。

図5-1 起因物別休業4日以上死傷者割合

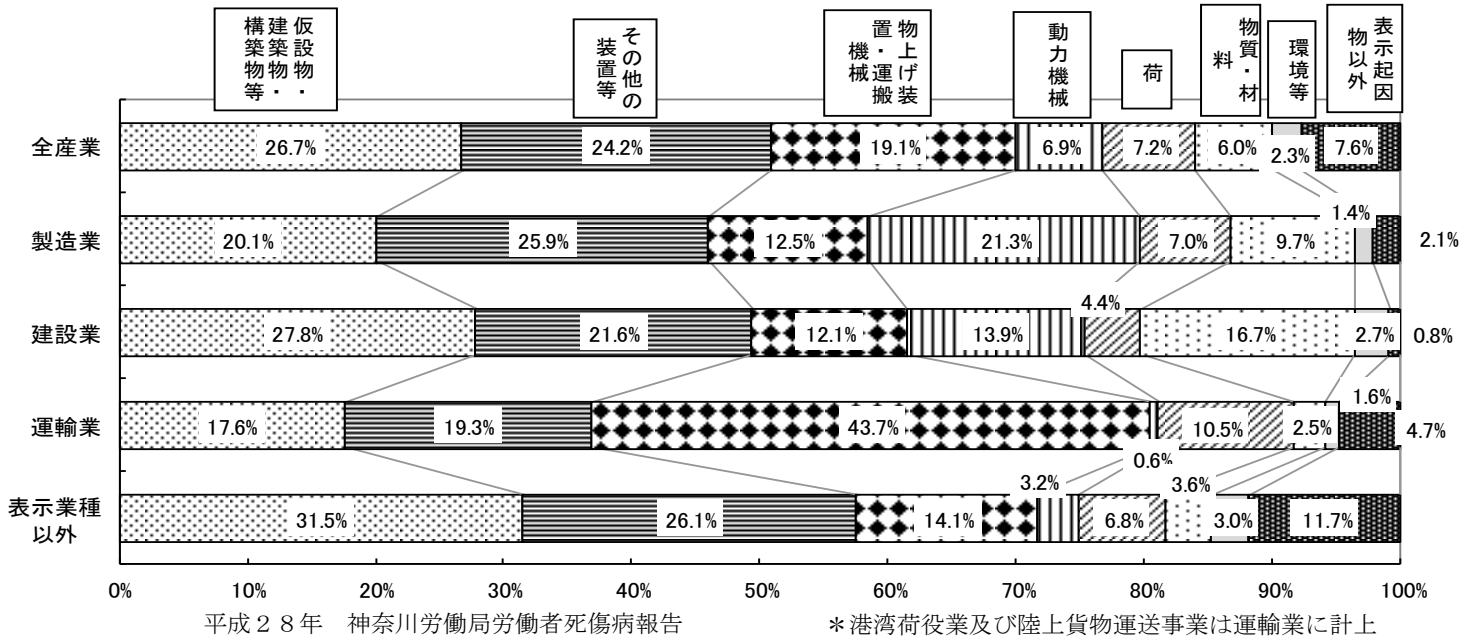
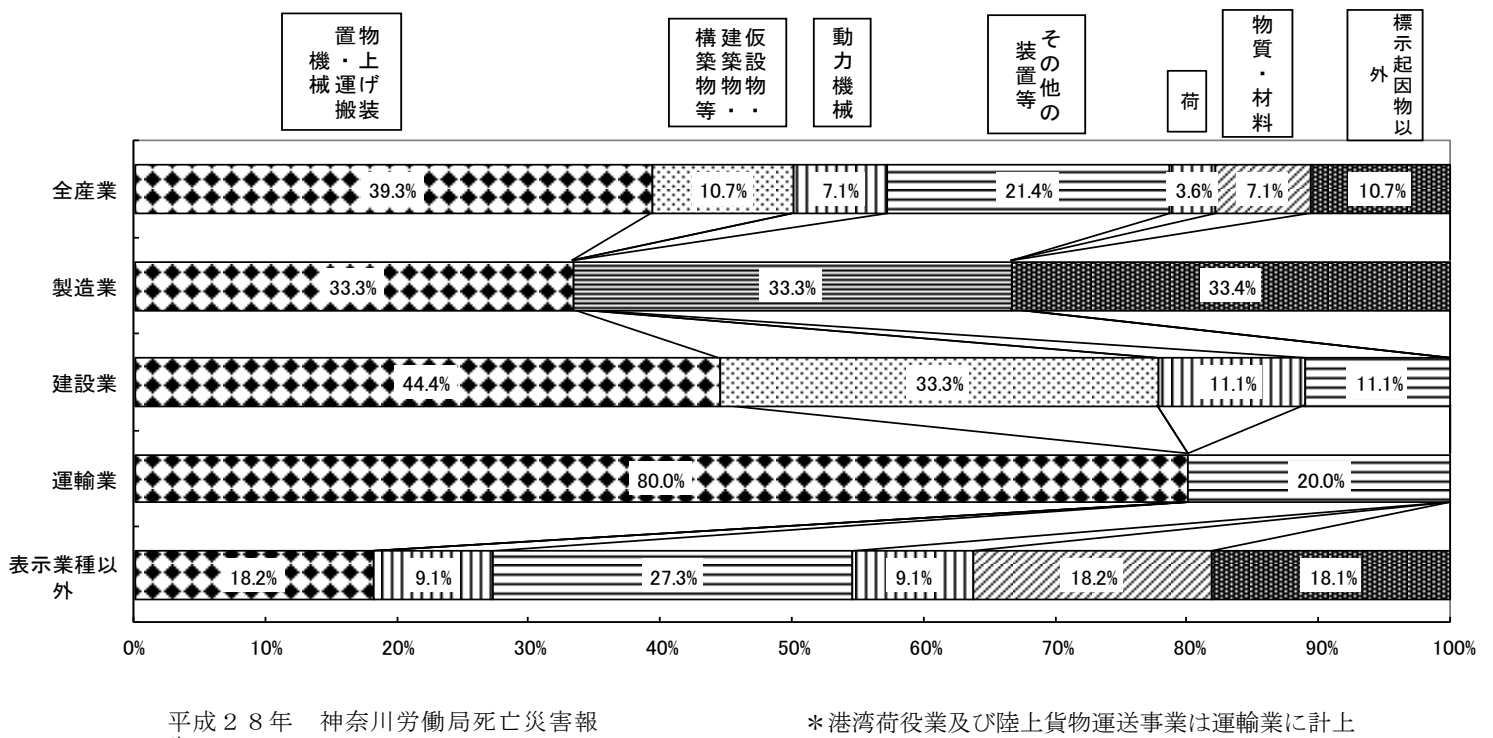
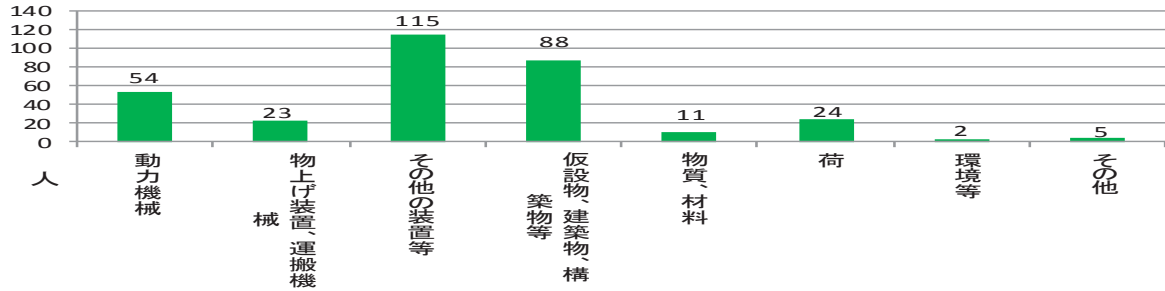


図5-2 起因物別死亡者割合



(1) 食料品製造業死傷災害(図 5-3)

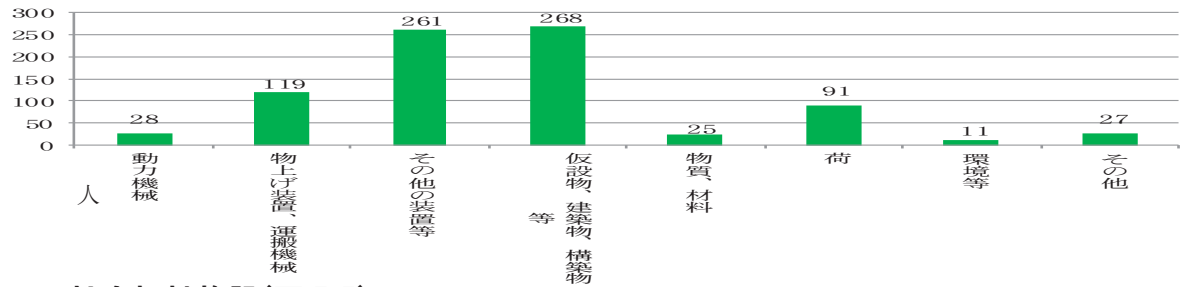
平成 28 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告



(2) 第三次産業死傷災害

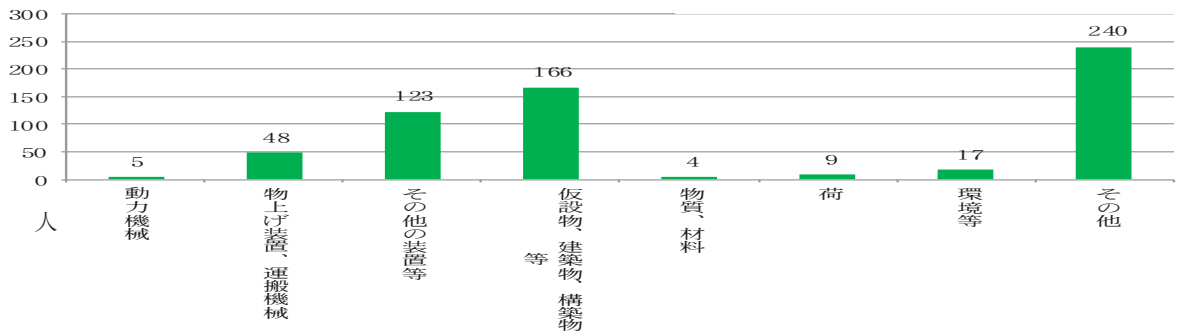
7 小売業(図 5-4)

平成 28 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告



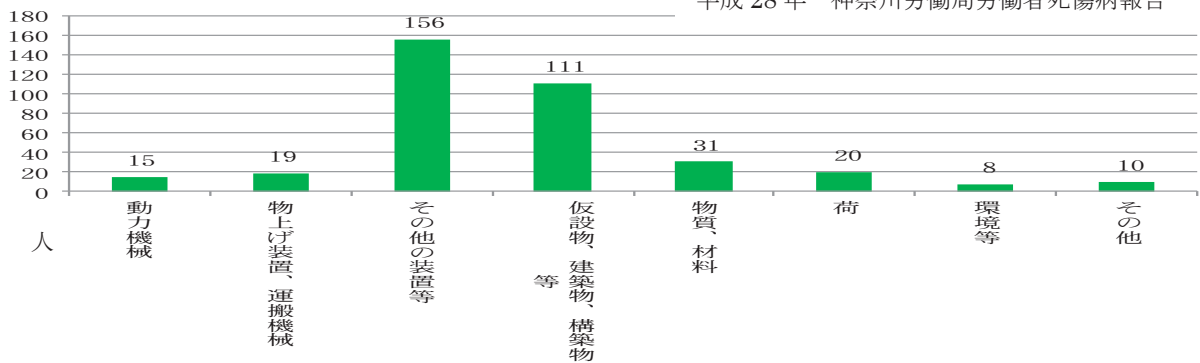
イ 社会福祉施設(図 5-5)

平成 28 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告



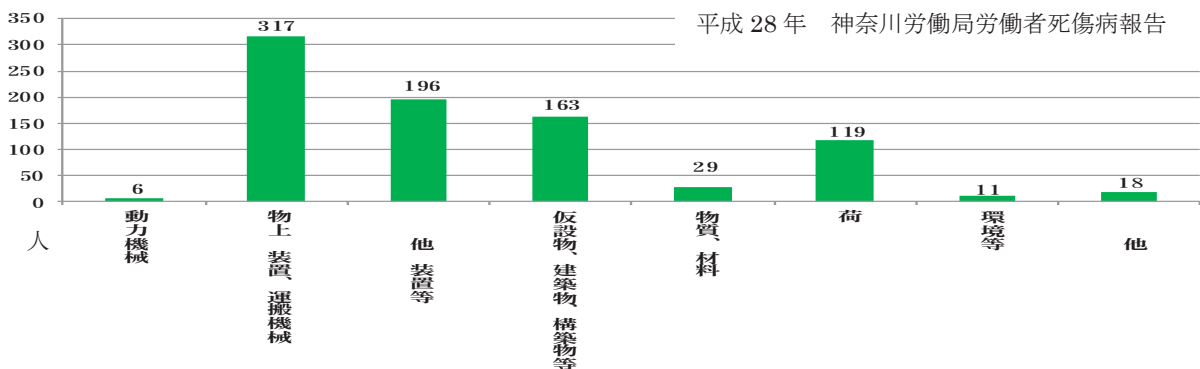
ウ 飲食店(図 5-6)

平成 28 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告



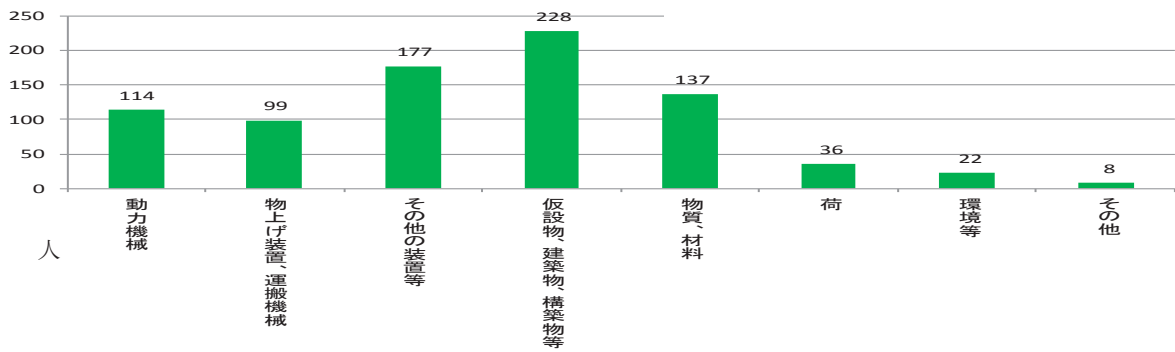
(3) 陸上貨物運送事業死傷災害（道路貨物運送業および陸上貨物取扱業）(図 5-7)

平成 28 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告



(4) 建設業死傷災害(図 5-8)

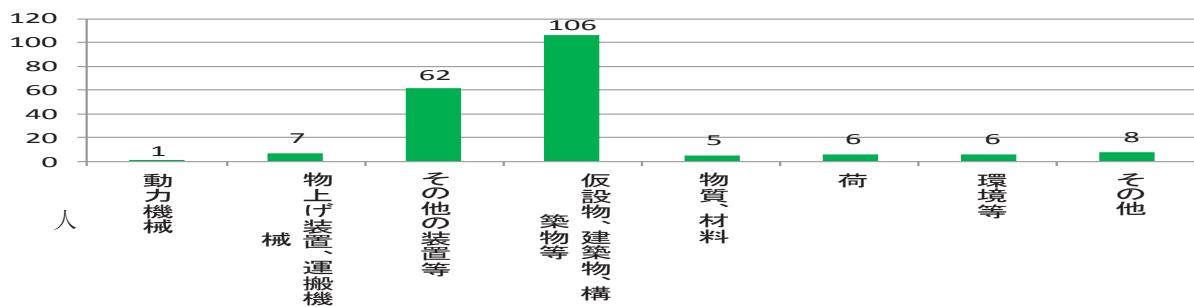
平成 28 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告



(5) 災害多発業種死傷災害

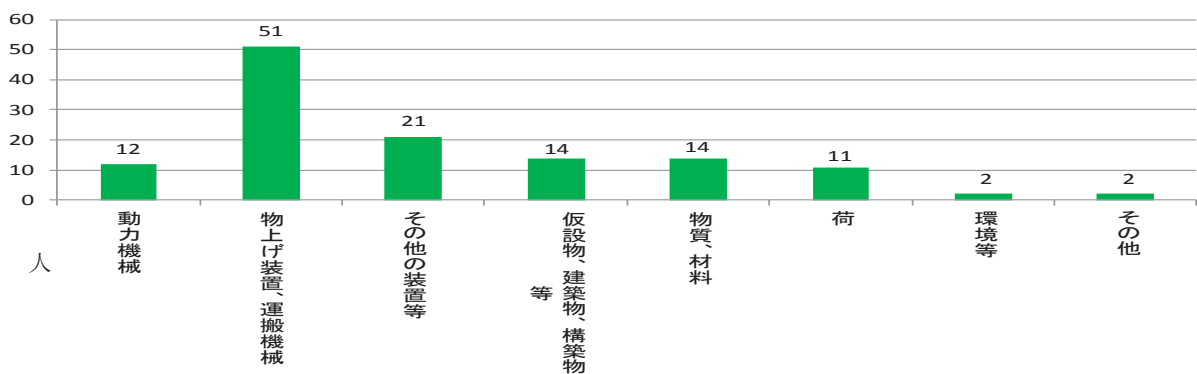
平成 28 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告

ア ビルメンテナンス業(図 5-9)



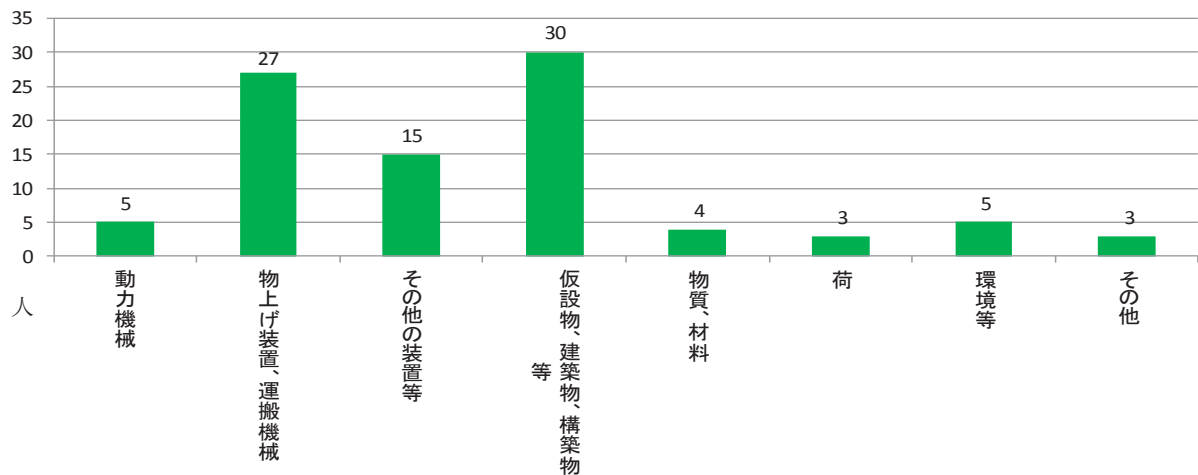
イ 産業廃棄物処理業(図 5-10)

平成 28 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告



ウ 警備業(図 5-11)

平成 28 年 神奈川県労働局労働者死傷病報告

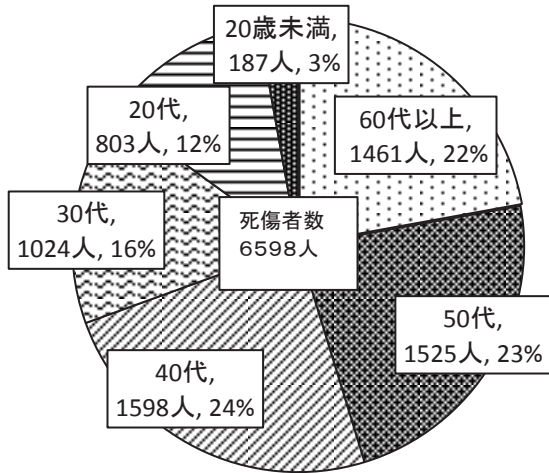


6 年齢階層別災害発生状況

平成28年の休業4日以上死傷者数を年齢階層別に見ると、50歳以上の労働者層の災害は全産業で全体の45%を占め、高年齢労働者の占める割合が高い状況となっています。(図6-1)

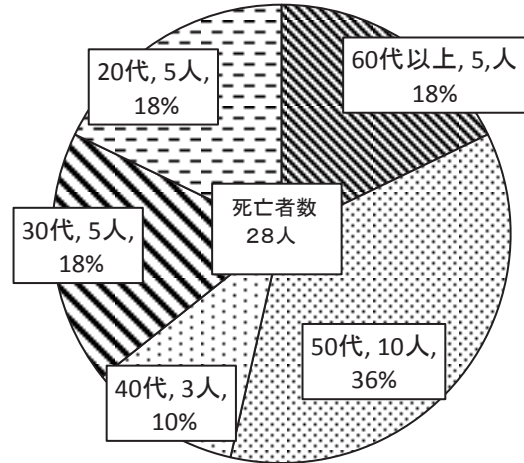
死亡者数は、全産業で全体の54%を50歳以上の高年齢労働者層で占めている状況となっています。(図6-2)

図6-1 年齢階層別休業4日以上死傷者数



平成28年 神奈川県労働局労働者死傷病報告

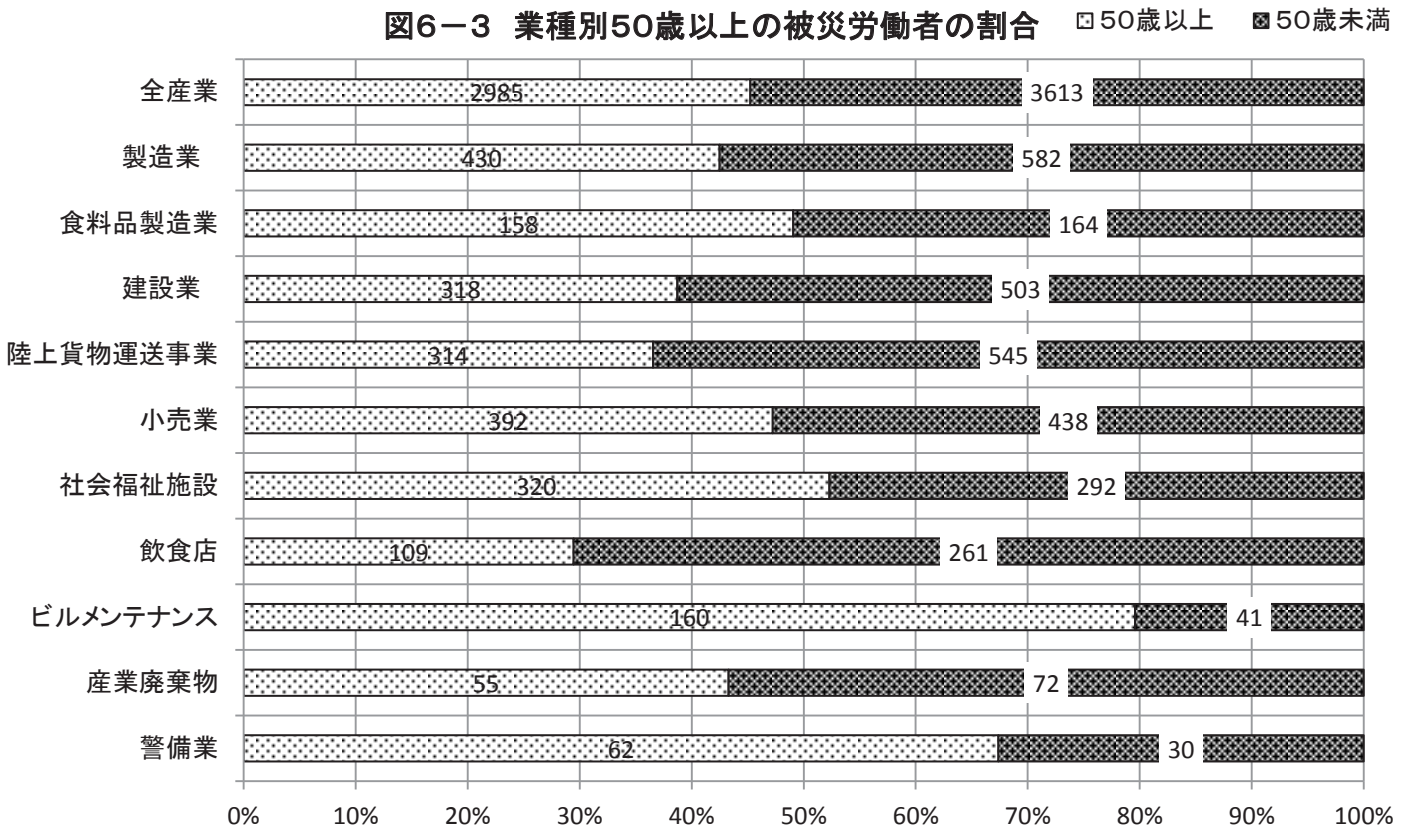
図6-2 年齢階層別死亡者数



平成28年 神奈川県労働局死亡災害報告

50歳以上の労働者が全被災者に占める割合を業種別（第12次労働災害防止推進計画の重点業種や年間100件を超えた業種）で見ると、ビルメンテナンス業79.6%、警備業67.4%、社会福祉施設52.3%と全産業45.2%に比べ高い比率になっています。(図6-3)

図6-3 業種別50歳以上の被災労働者の割合

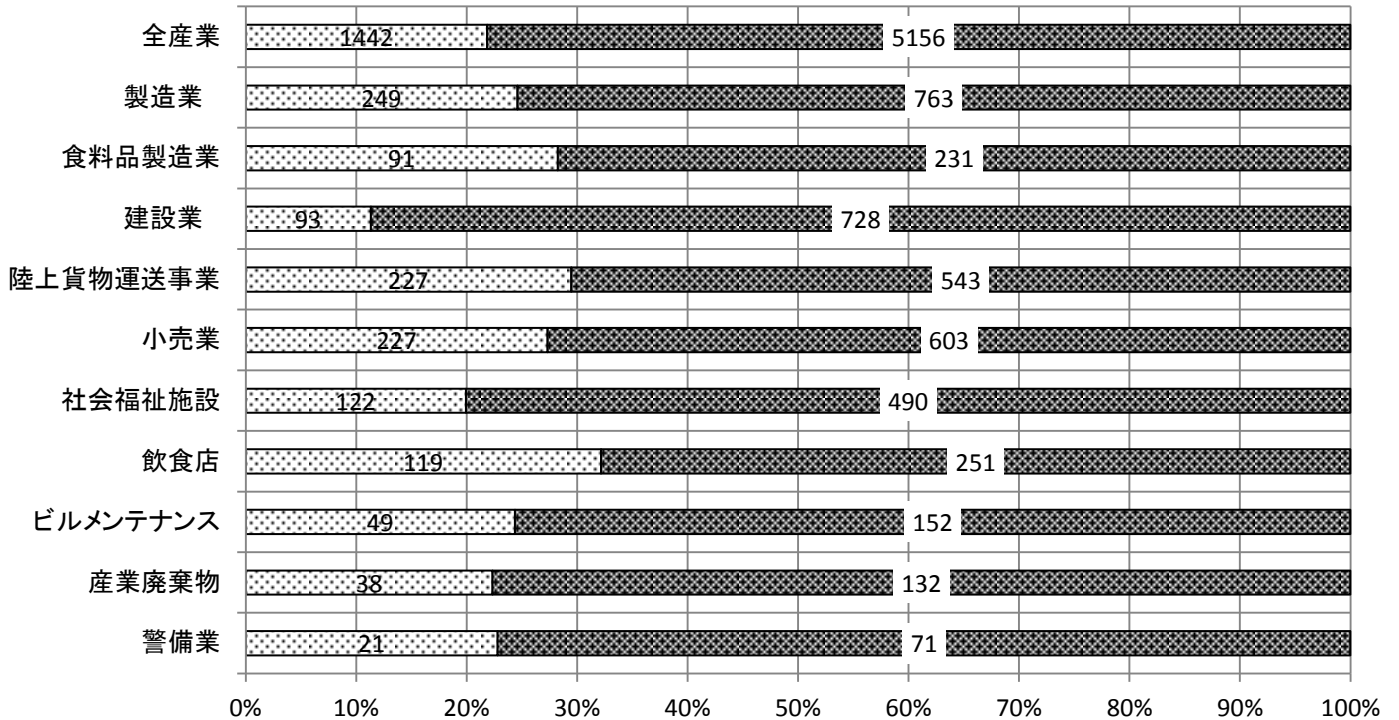


平成28年 神奈川県労働局労働者死傷病報告

7 経験年数別災害発生状況

平成28年の休業4日以上死傷者数のうち、経験年数が1年未満で被災した労働者数の割合は全産業で22%を占めています。また、業種別では飲食店が32%と最も高く、次いで陸上貨物運送事業29%、食料品製造業28%、小売業27%の順となっており、第三次産業での経験年数1年未満の労働者が被災する確率が高い状況となっております。(図7)

図7 業種別経験年数1年未満の被災労働者の割合 □ 1年未満 ■ 1年以上



平成28年 神奈川県労働局労働者死傷病報告

8 交通労働災害発生状況

交通労働災害による死亡者数の推移は、全労働災害による死亡者数に占める交通労働災害の死亡者数の割合は、平成22年から減少傾向を示していましたが、平成26年に大幅な増加となり、平成27年には減少に転じましたが、平成28年には再び増加となりました。(図8-1)

過去5年間の交通労働災害による死亡者を業種別に見ると、運輸業が29%と最も多く、次いで、建設業13%、製造業8%、商業8%の順となっています。(図8-2)

図8-1 交通労働災害 死亡者数の推移

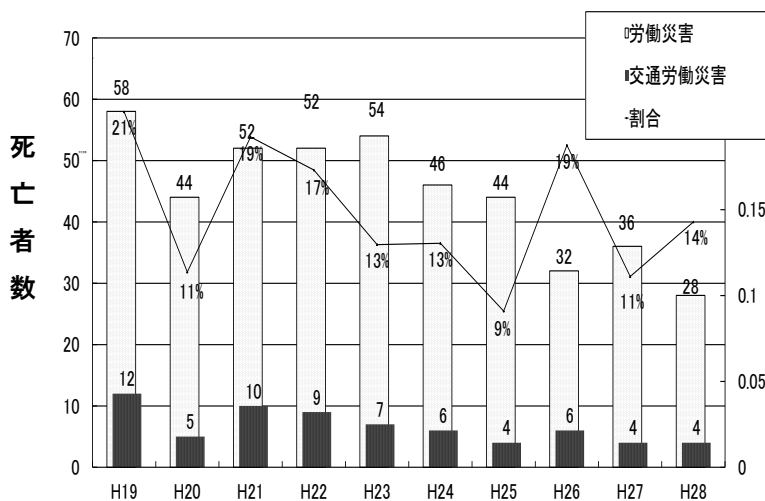
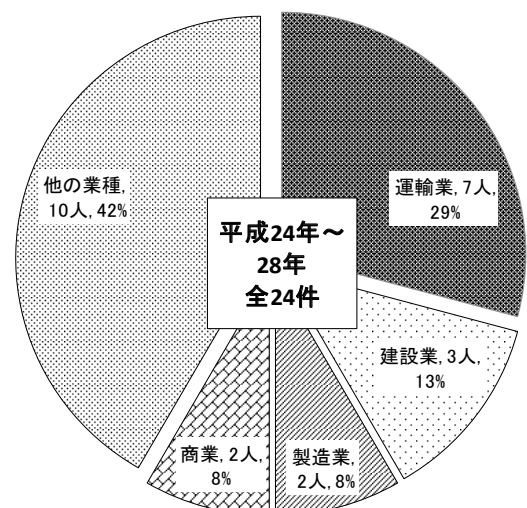


図8-2 業種別死亡者数



神奈川県労働局死亡災害報告